広陵町子ども・子育て支援事業計画【第3期】各課取り組みの実施状況及び評価（令和7年度）

◎達成基準

達成度	評価内容	達成状況
A	目標を十分に達成した	76～100%
B	目標をある程度達成した	51～75%
C	あまり成果があがらなかった	26～50%
D	制度改正等により事業が廃止されている	25%以下

◎今後の方向性

評価指標	評価内容
充実	事業を充実して推進していく必要がある
維持	事業を継続して推進していく必要がある
改善	事業の内容や進め方等に改善が必要である
縮小	事業の規模を縮小して推進していく必要がある
廃止	制度改正等により事業が廃止されている

基本目標Ⅰ

子どもも親も切れ目なく支援する環境づくり

Ⅰ　誰ひとり取り残さない相談支援体制の構築

		事業	概要	担当課	令和7年度実施状況	達成度（選択式）	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性（選択式）
P.42	（Ⅰ）相談支援体制の充実	こども家庭センター	多様化する相談内容やニーズに対し、助産師、保健師及び保育コンシェルジュによる個別のニーズにあった情報を提供し、妊娠期から切れ目のない就学に向けたチームアプローチによる子育て支援を実施します。	子育て総合支援課	こども家庭センターで見守りが必要とされる管理ケースや新たな相談ケースに対して統括支援員を中心に検討する合同ケース会議を開催し、必要に応じて各関係機関に調査依頼を行いました。また、その結果に基づき支援方針を再検討する等、運営の流れを確立しました。 なお、合同ケース会議の開催数は16回であり、延べ162名について養育環境に不安のあるケース等について検討しました	A	今後も、さらに各関係機関との情報共有を行い、専門職員の多角的な視点による充実した相談支援につなげていきます。	充実
				けんこう推進課	町民からの相談に応じ、また、継続支援が必要なケースについてこども家庭センター合同会議に情報提供し、チームアプローチでケース対応にあたりました。	B	処遇困難なケースも漏らさず対応するため、こども家庭センター合同会議の活用、サポートプランの活用を充実させる事が必要です。	充実
				こども政策課	さわやかホール２階の改修により、こども家庭センターの沿革をなす担当課を集約し、密な連携を行えるようになりました。	B	引き続き密な連携を図れるよう、円滑な連携体制を整えていきます。	充実
				こども課	個別案件について、情報共有を行い、必要に応じて対応しました。	B	引き続き、情報共有を密に行い、各関係機関と連携して対応を続けていきます。	維持

	事業	概要	担当課	令和7年度実施状況	達成度（選択式）	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性（選択式）
（１）相談支援体制の充実	地域子育て支援拠点事業（一般型）	子育て家庭の親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流する場を提供するとともに、育児相談や情報の提供を行います。実施場所については、より多くの親子が利用できるよう、従来の北校区・西校区・真美ケ丘校区に加え、東校区での開設を検討します。	子育て総合支援課	昨年度に引き続き、令和7年度は町内4か所でなかよし広場を計591回開催しました。延べ11,784名の親子が利用され、133項目の相談に応じました。また、毎月１回の講座では、小麦粉粘土や野菜スタンプで楽しく遊んだり、絵本の読み聞かせを行うと共に、保育コンシェルジュによる「すこやか相談」等を実施しました。	A	今後も引き続き、民生・児童委員や子育てボランティアの協力を得ながら実施し、魅力的な講習会を開催していきます。 また、令和８年度から広陵東小学校区に開園する「ときわ広陵こども園」内の森の広場も含め、各広場で連携をとりながら、広場で受けた子育て相談について、丁寧にフォローしていきます。	維持
（１）相談支援体制の充実	幼稚園・保育園・認定こども園での子育て支援	幼稚園では未就園の２・３歳児と保護者を対象に、保育園・認定こども園では未就園児とその保護者を対象に、交流の場を設け、情報や相談窓口の場を提供します。	こども課	各施設において、親子が共に交流や相談等を行う交流の場を提供しました。	B	実施状況について、より多くの方が利用頂けるよう情報発信に努めます。	維持
（１）相談支援体制の充実	心の健康相談室	健康面、生活面等との悩みごとの相談を、電話または来所により対応します。また、相談内容によっては専門機関を紹介します。	社会福祉課	心の健康相談により電話・来庁された方の話に傾聴し、助言等を行いました。また、精神科医療機関等に受診が必要な方に対しては適切な医療機関の紹介や繋ぐ支援を行いました。	B	メンタルヘルスに関わる話が大半であり、専門職の少なさから即時対応ができない場合があります。対応技術の向上と併せて、対応できる職員の配置が必要です。	改善
（１）相談支援体制の充実	家庭訪問型子育て支援ボランティア事業（ホームスタート）	研修を受けたボランティアが利用申し込みがあった家庭を無償で訪問し、傾聴と協働により子育てを支援する「家庭訪問型子育て支援ボランティア事業（ホームスタート）」を実施する団体に補助することにより地域資源を確保するとともに、行政との連携を行い、効果的な支援につなげます。	子育て総合支援課	毎月、子ども家庭支援員を交え、補助団体から詳細な利用状況等の報告を受ける中で、必要に応じて関係機関と連携して支援につなげることができました。 団体の活動実績としては、16世帯の利用があり（再利用を含む。）、120回の訪問が実施されました。	B	今後も、本事業が単なる補助事業としてだけではなく、切れ目のない支援に効果的な事業となるよう努めます。	維持

P.43

	事業	概要	担当課	令和7年度実施状況	達成度（選択式）	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性（選択式）
（１）相談支援体制の充実	妊婦等包括相談支援事業	すべての妊産婦に寄り添い、継続的な情報発信や定期的な相談対応を行い、必要な場合には専門的・個別的な支援につなげていくことで、より安心して出産・子育てができるよう支援します。	けんこう推進課	妊娠届出時に把握した内容に沿って、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠中の電話訪問・出産後の新生児訪問など、切れ目なく身近で相談できる体制を整えました。	A	今後も全ての妊婦や子育て家庭にとっての支援ができるよう、妊娠届出時の面接内容を充実させ、継続して支援を行っていきます。	維持
P.44 （２）子育てに関する情報提供の充実	総合的な子育て情報の提供	住民が利用しやすい育児情報を、町広報やパンフレット、町ホームページを通じて提供します。また、民間団体が実施する子育て支援の情報収集を行い、集約された情報を発信できる体制の構築を図ります。	こども課	町広報誌や子育てパンフレットの発行をはじめ、ホームページや公式LINEを活用し、保育・学童・児童３手当等に関する情報の提供に努めました。	A	引き続き情報発信の質向上に努めます。	維持
			こども政策課	町広報誌、公式LINEなどの情報発信ツールを活用し、子育て情報を発信しました。 また、令和7年度から広陵町子育て応援サイトを開設し、子育てに関する情報を集約しました。	B	今後も定期的に子育て情報を発信していくとともに、子育て応援サイトの周知及び内容のさらなる充実に努めていきます。	維持

2　子どもの健やかな育ちの支援

（１）子どもと母親の健康づくり	母子健康手帳交付	妊娠、出産、育児に関する一貫した健康記録の活用と保健・育児情報の提供を行います。	けんこう推進課	妊娠届出時の母子健康手帳交付の際、保健師及び助産師が個別面談を実施し、妊娠、出産、育児に関する情報提供や相談を行い、こども家庭センターとして、切れ目ない支援への入り口としました。	A	引き続き、妊娠届出時に保健師及び助産師による個別面談を実施し、必要に応じて適切な支援につなげていきます。	維持
（１）子どもと母親の健康づくり	妊婦健康診査	安心・安全に妊娠期間を過ごし、妊娠高血圧や貧血、妊娠糖尿病などの異常を早期に発見し、対応することで、母子ともに安心して出産を迎えることができるよう定期的な健診を実施します。	けんこう推進課	県内の妊婦健康診査等集合契約医療機関において、受診券方式で実施しました。 （県外の医療機関で受診した場合は後日、補助額を償還） 制度について、妊娠届出時に全数に説明しました。	A	引き続き、妊娠届出時の面談において、妊婦健康診査の定期的な受診の必要性を伝え、妊婦等包括相談支援事業で円滑な受診を見守っていきます。	維持
P.45 （１）子どもと母親の健康づくり	妊婦歯科健診	妊婦を対象に歯科健診と相談を実施します。	けんこう推進課	妊娠届出時に妊婦歯科健診の日程（１歳６か月児健診、３歳６か月児健診における歯科健診と同時実施）や、申込方法（LoGoフォームを使用）について案内しています。申込みを希望しない妊婦に対しては、かかりつけ歯科の確認と受診勧奨を実施しました。	A	引き続き、妊娠届出時に、妊婦歯科健診の重要性を伝えながら受診勧奨を実施します。	維持

	事業	概要	担当課	令和7年度実施状況	達成度（選択式）	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性（選択式）
（１）子どもと母親の健康づくり	パパママクラス	定期的にパパママクラスを開催し、沐浴体験や妊婦体験などを通して、出産・育児に関する知識を得ることで、夫婦で出産・育児を協力して行っていく体制を整えます。	けんこう推進課	令和7年度は４回実施し、のべ22組の参加がありました。 また、妊婦と夫（パートナー）が参加しやすいように、土曜日に実施し、必要時には個別対応しました。	A	より多くの妊婦と夫（パートナー）に参加してもらるよう、引き続き、申込みにはLoGoフォームを利用し、必要に応じて、個別で助産師等が対応します。	維持
（１）子どもと母親の健康づくり	妊産婦訪問指導	妊娠、出産後の悩み子育ての不安などの相談、保健指導を行います。	けんこう推進課	おもに妊娠、出産後の悩み、子育ての不安を抱える方に対し、助産師または保健師が訪問を実施しました。また、必要に応じて管理栄養士も訪問を実施しました。	A	助産師または保健師、必要に応じて管理栄養士が妊産婦に対する訪問を実施し、妊産婦の健康、子育て等を支援します。	維持
（１）子どもと母親の健康づくり	妊婦判定受診助成費	非課税世帯、生活保護世帯の妊婦を対象とした妊娠判定受診料を助成します。	けんこう推進課	妊娠届出時に必要な妊婦に事業について案内を実施しました。 対象者には申請内容を精査の上、受診料を助成しました。	A	妊娠届出時に必要な妊婦に事業案内を実施し、妊娠判定を受ける際の受診料の負担を軽減します。	維持
（１）子どもと母親の健康づくり	低体重児の養育支援	体重が2,500g未満の赤ちゃんには十分な配慮が必要なため、低体重児届出を受理し、訪問等により支援を行います。	けんこう推進課	低体重児出生届を受理する際、保健師または助産師が保護者と面談を実施し、訪問等の支援を行いました。また、必要に応じて医療機関等の関係機関とも連携を行いました。	A	対象児、保護者の状況に応じて、訪問等により、必要な支援を実施します。	維持
（１）子どもと母親の健康づくり	未熟児訪問指導	未熟児の健やかな成長を支援するとともに、親への重点的養育支援を行います。	けんこう推進課	低体重児への支援同様に、保健師または助産師が訪問等により支援を行いました。 対象児の状況によっては、医療機関や保健所等、関係機関と連携の上、支援を実施しました。	A	対象児、保護者の状況に応じて、関係機関等と連携し、訪問等により、地域で生活するにあたり必要な支援を実施します。	維持
（１）子どもと母親の健康づくり	産後ケア	産後１年までの期間に、母の体調や育児に不安がある母子等に対し、助産師等の専門職が必要な支援を行うことで、育児の負担軽減を図り自信を持って育児が行えるように支援します。	けんこう推進課	妊娠届出時にすべての妊婦に対し、産後ケア事業を案内しました。産後１年以内の産婦で、体調や育児に不安がある場合や、身近に育児の支援者がいない場合等に利用を勧めました。必要に応じて、町担当者と助産院とが連携をすることで、細やかな支援を提供しました。	B	利用施設が３か所に限られており、予約枠にも制限があるため、今後利用できる施設を増やし、必要な人が利用できる体制を整える必要性があります。	充実

	事業	概要	担当課	令和7年度実施状況	達成度（選択式）	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性（選択式）
（１）子どもと母親の健康づくり	１か月児健康診査	産科医療機関等で受診した１か月児健康診査について受診費用を助成します。	けんこう推進課	令和７年度から開始し、受診費用の一部を助成しました。対象者には全数周知しました。（当初以降は妊娠届出時に受診券を配布。）	A	引き続き、妊娠届出時に保健師及び助産師による個別面談時に制度の説明を行い、全数に周知します。	維持
（１）子どもと母親の健康づくり	こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	生後４か月までの乳児と母親を対象に助産師や保健師が家庭を訪問し、育児相談や児童虐待の予防に努めます。	けんこう推進課	児が長期入院中・里帰り出産で長期帰省中などのケースを除き、生後２か月までの乳児と保護者に助産師または保健師が家庭を全件訪問しました。また、家庭訪問が困難な場合は、来所相談を行う等柔軟に対応しました。	A	生後２か月までの乳幼児と保護者全員に対し、助産師または保健師が家庭訪問による相談支援を実施し、必要に応じて包括支援事業と連携して実施します。	維持
（１）子どもと母親の健康づくり	乳児健康診査	４か月児の乳児を対象に健康診査を実施し、異常の有無を早期に発見するとともに、必要に応じて、適切な指導を行います。	けんこう推進課	２か月に１回、集団方式で４か月児健診を実施し、98.1%の受診率でした。異常の早期発見の他、保健師、管理栄養士が個別指導、相談を行うことで育児支援を行いました。未受診者には保健師が自宅等を訪問し、すべての乳児、保護者へ支援が行き渡るようにしました。	A	健診を実施することで、乳児の異常の早期発見の他、１か月児健診及び乳児家庭全戸訪問等の結果も参考にし、母親の心身の健康の保持増進を支援します。また、引き続き、未受診者へは訪問等により支援を実施します。	維持
（１）子どもと母親の健康づくり	幼児健康診査（１歳６か月児、３歳６か月児）	１歳６か月児、３歳６か月児を対象に内科健診、歯科健診、視力検査等の健康診査を行い、疾病等の異常を早期に発見するとともに、情緒面や育児についての指導や助言を行うことで、母子の健やかな成長を支援します。	けんこう推進課	母子保健法に基づき、２か月に１回、集団方式で健康診査（内科、歯科３歳６か月児は加えて視覚検査）を実施し、１歳６か月児は99.6%、3歳6か月児は99.1%の受診率でした。また、保健師による問診・相談、歯科衛生士による相談は全員に実施し、必要な方には管理栄養士、臨床心理士による相談も実施しました。	A	母子保健法に基づき、集団方式で１歳６か月児、３歳６か月児を対象に健康診査及び相談を実施し、疾病等の異常の早期発見、早期治療につなげる他、情緒面や育児について指導、助言を行います。	維持
（１）子どもと母親の健康づくり	産婦健康診査	出産後間もない時期に、医療機関や助産所において、産婦に対し、問診、診察、体重、血圧測定、尿検査、こころの健康チェック等の健診を実施します。	けんこう推進課	県内の産婦健康診査集合契約医療機関において、受診券方式で実施しました（県外の医療機関で受診した場合は後日、補助額を償還。）。妊娠届出時に受診券を配布し、周知しました。また、医療機関から返送される結果に応じて、必要時連携をとりながら必要な支援に繋げました。	A	引き続き、妊娠届出時の面談において産婦健康診査について説明し、妊婦等包括相談支援事業と連携しながら必要な支援につなげ、母子の健やかな成長を支援します。	維持

P.46

	事業	概要	担当課	令和7年度実施状況	達成度（選択式）	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性（選択式）
（１）子どもと母親の健康づくり	新生児聴覚検査費用助成	新生児聴覚診査の費用を助成します。	けんこう推進課	県内の新生児聴覚検査等集合契約医療機関において、受診券方式で実施しました（県外の医療機関で受診した場合は後日、補助額を償還。）。妊娠届出時に受診券を配布し、周知しました。	A	引き続き、妊娠届出時の面談において新生児聴覚検査費用助成について説明し、難聴の早期発見・対応に繋げます。	維持
（１）子どもと母親の健康づくり	予防接種	伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上及び推進を図ります。	けんこう推進課	医療機関に対して町が実施を依頼し、予防接種法に基づいて、定期予防接種を実施しました。また、未接種の人に対しては乳幼児健診及び訪問の機会や郵送等を通じて接種勧奨の案内を行いました。	A	予防接種法に基づき、定期予防接種を実施し、引き続き必要な人に対して勧奨を行います。	維持
（１）子どもと母親の健康づくり	マタニティマークの普及・啓発	マタニティマークの配布及び啓発を推進し、妊婦にやさしいまちづくりを進めます。	けんこう推進課	妊娠届出時にすべての妊婦にマタニティマークのキーホルダー等を配布し、利用について啓発しました。	A	マタニティマークの利用等を啓発し、妊婦にやさしいまちづくりを推進していきます。	維持

	事業	概要	担当課	令和7年度実施状況	達成度（選択式）	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性（選択式）
（2）食育の推進	食育推進事業	「食を通して家族や地域がつながり、健康な心身をつくる」を基本理念として、地域や関係機関と連携しながら、規則正しい食習慣の定着をはじめ、食の楽しさや食への関心を高めるなど、子どもと保護者を対象に普及・啓発を行います。	けんこう推進課	令和７年度に健康増進計画と食育計画の一体的策定を行いました。 乳幼児健診における栄養相談、健康増進事業、イベント等の機会を利用し、食育について各ライフステージに応じた普及・啓発を実施しました。	A	健康増進・食育推進計画の一体的な策定を通じ、心身ともに健康で豊かな生活を営むことができるまちづくりを目指し、食育を推進していきます。	維持
			教育総務課	毎月、給食だよりや献立表を配布し、給食を通じて家庭での食育を推進しました。地産地消や食文化、栄養バランス等、様々な角度から食への理解を深められるよう献立を検討・選考し、給食を提供しました。小中学校の保護者対象に給食試食会を実施し、残食を減らすための啓発を行いました。また、児童・生徒に向けて給食の動画を配信し、成長に必要な栄養をとることの大切さや感謝の気持ちを持つことについて啓発を行いました。	B	家庭での食事も児童・生徒の成長に大いに影響することから、今後も家庭へ食育に興味をもちやすくなるよう啓発していきます。あわせて、残食を減らすための取組を継続的に実施していきます。	維持
			こども課	町内の保育園・こども園において、野菜の収穫や収穫した野菜の調理、クッキング体験を行いました。毎月保護者に対しては給食だよりを通じて、食育の取組や家庭でできる取組等を発信しました。こども園においては保護者対象に給食試食会を実施し、給食を通して、こどもの食の大切さ等について啓発を行いました。	A	園での収穫体験やクッキングの体験等、食への関心を高める取組を継続して実施します。保護者に対しても給食だよりや給食試食会を通してこどもの食について考える機会を設け、正しい知識等の普及を行います。関心の低い保護者に対しての啓発が課題であるが、園の掲示を使い、自然と目にとまるような環境をつくります。	充実

		事業	概要	担当課	令和7年度実施状況	達成度（選択式）	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性（選択式）
P.47	（３）小児医療の充実	かかりつけ医の定着の推進	かかりつけ医を推奨し、町内医療機関の情報提供などにより、疾病の早期発見・治療を促します。	けんこう推進課	乳幼児健診や相談等の機会、町ホームページや広報誌、「保健事業のご案内」を利用し、町内医療機関等の情報提供を実施しました。	A	町内医療機関の情報提供等を通じて、かかりつけ医の定着を推進し、疾病の早期発見・治療を促します。	維持
	（３）小児医療の充実	休日夜間応急診療所	広域的な連携のもと、休日夜間の小児の急病に対応します。	けんこう推進課	休日夜間診療に関する連絡会議等に出席し、小児医療の体制整備及びホームページや「保健事業のご案内」を利用した周知に努めました。	A	医師会、近隣自治体等と連携し、小児医療の充実のため、体制整備に努めます。	維持
	（３）小児医療の充実	子ども医療費助成事業	子育て支援の一助として、０歳から１８歳に達する日以降の最初の３月３１日までの子どもを対象に医療費の一部を助成し、子どもの健康の保持と、福祉の増進を図ります。	保険年金課	従来の事業を継続的に実施するとともに、マイナンバーカードを受給者証として利用できる仕組みを本格的に開始しました。	B	マイナンバーカードを受給者証として利用できることについて周知し、受給者の利便性向上に努めます。	維持

３　子育てにかかる経済的負担の軽減

P.48	（１）妊娠・出産に関する支援	一般不妊治療費等助成	一般不妊治療費を受けている夫婦の経済的な負担を軽減するために、費用の一部を助成します。	けんこう推進課	制度についてホームページや「保健事業のご案内」にて周知し、一般不妊治療にかかる費用の一部助成を実施しました。	A	一般不妊治療にかかる費用の一部助成に加え、生殖補助医療にかかる費用の助成も実施し、相談に応じると共に、妊娠届出時に治療で妊娠に至った件数も把握に努めていきます。	維持
	（１）妊娠・出産に関する支援	生殖補助医療（不妊治療等）助成事業	不妊に悩む夫婦等の経済的負担を軽減するために、生殖補助医療に要する費用を助成します。	けんこう推進課	令和7年度から開始した制度で、制度についてホームページや「保健事業のご案内」にて周知し、生殖補助医療にかかる費用の一部助成を実施しました。	A	引き続き、生殖補助医療にかかる費用の助成を実施し、相談に応じると共に、妊娠届出時に治療で妊娠に至った件数も把握に努めていきます。	維持
	（１）妊娠・出産に関する支援	妊婦支援給付金	妊娠している方に対し、妊娠しているこどもの数に応じて、給付金を支給します。	けんこう推進課	妊娠届出時にすべての妊婦に事業について案内を実施しました。	A	引き続き、全ての対象妊婦及び産婦に事業を実施していきます。	維持
	（１）妊娠・出産に関する支援	出産育児一時金	国民健康保険被保険者が出産したときは、出産育児一時金の額を支払います。	保険年金課	従来の事業を継続的に実施するとともに、制度の周知に努めました。	B	今後、分娩費用の無償化が予定されており、改正後の制度の周知に努めます。	維持
	（１）妊娠・出産に関する支援	国民健康保険税の産前産後期間の軽減措置	出産を予定または出産した国民健康保険に加入されている方の産前産後期間相当分の国民健康保険税を、申告により軽減します。	保険年金課	従来の事業を継続的に実施するとともに、制度の周知に努めました。	B	対象者を把握し、漏れなく申請できるよう周知・案内に努めます。	維持

	事業	概要	担当課	令和7年度実施状況	達成度（選択式）	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性（選択式）
（１）妊娠・出産に関する支援	誕生祝い品事業	広陵町に住民票がある方の出生届があった際に、絵本３種類の中から１冊を選んでいただくとともに、ごみ袋を１セット進呈しています。	住民課	令和７年７月１日よりスタイとソックスを出生届があった際に、進呈しました。また、絵本３種類の中から１冊を選んでいただいて進呈しました。	B	絵本の進呈については、令和８年度（５月）から担当課は図書館に変更になり、健診時に絵本を進呈するように変更になります。 他市町村事例として、こども担当部局において育児用品などの記念品をプレゼントしている市町村もあることから、他課での本事業の検討も必要に感じます。	改善
（２）子どもを持つ家庭への経済的支援	児童手当	18歳になった最初の３月31日までの児童を養育している保護者等に手当を支給することで家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として児童手当を支給します。	こども課	従来の児童手当の支給を継続するとともに、物価高騰対策として「物価高子育て応援手当」の支給を実施しました。また、それに伴う申請が必要な方に対しては、積極的に勧奨を行い、制度の周知に努めました。	B	多忙な世帯など個々の事情により申請に至らないケースが一部残ることが課題です。今後も住民課や関係各課との連携を強化し、窓口や他事業を通じてより確実に対象者へ情報が届く環境づくりを進めていきます。	維持
（２）子どもを持つ家庭への経済的支援	特別児童扶養手当	20歳未満の、身体または精神に中程度以上の障がいのある児童を監護している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方に支給します。	こども課	通常業務の安定的かつ継続的な運営を図るとともに、書類の未提出者に対しては積極的なアウトリーチを行い、制度の周知徹底と提出促進に努めました。	B	今後も対象者へ寄り添った丁寧な案内を心がけ、継続的な情報発信と制度の周知徹底に努めてまいります。	維持
（２）子どもを持つ家庭への経済的支援	心身障がい者医療費助成事業	満１歳以上で身体障がい者手帳１級・２級または療育手帳Ａ１・Ａ２を所持している方の健康の保持及び福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。	保険年金課	従来の事業を継続的に実施するとともに、書類の返送による年度更新処理を省略し、同意書による自動更新に変更しました。	A	マイナンバーカードを受給者証として利用できることについて周知し、受給者の利便性向上に努めます。	維持
（２）子どもを持つ家庭への経済的支援	障がい児福祉手当	20歳未満の在宅重度障がい児で、常時介護を必要とする方に、障がい児の福祉を増進するため支給します。	社会福祉課	新規で手帳取得された時や障がい等級が重度に変更した際など、受給対象と思われる児童の保護者に対しては、制度の内容を説明するとともに申請を促しました。	B	この事業は県が実施機関であることから、年齢到達に伴って特別障害者手当の対象に切り替わる際、県から通知により初めて対象者を認識することがあるため、事前にこちらでも対象者を抽出し、早期に保護者には連絡を入れておく必要があります（特別障害者手当切り替え時には診断書が必要であり、診断書作成に時間がかかるため）。	改善
（２）子どもを持つ家庭への経済的支援	未熟児養育医療	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受ける場合にその治療に要する医療費の一部を公費により負担します。	保険年金課	従来の事業を継続的に実施するとともに、制度の周知に努めました。	B	医療機関に提示する養育医療券の早急な発行に努め、対象者が円滑に必要な支援を受けられるよう取組みます。	維持

P.49

基本目標２

子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

１　多様な保育ニーズに対応するための支援

		事業	概要	担当課	令和7年度実施状況	達成度（選択式）	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性（選択式）
P.50	（１）保育サービスの充実	幼保一体化総合計画の推進	幼保一体化総合計画に基づき、町立幼稚園・保育園の認定こども園化を段階的に推進します。	こども課 認定こども園準備室	「ときわ広陵こども園」の整備を進め、令和８年４月開園となりました。 また、真美ケ丘第二小学校附属幼稚園についても、園舎改修工事を実施し、令和８年４月に幼稚園型認定こども園に移行しました。	B	真美ヶ丘第一小学校区おける幼保一体化について進めていきます。	維持
	（１）保育サービスの充実	通常保育事業	保護者が就労及び病気などにより、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ります。	こども課	個々の園児に応じた保育を各施設において実施しました。	B	今後も適切な保育環境の維持に努めていきます。	維持
	（１）保育サービスの充実	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化、長時間勤務などに伴う保育時間の延長に対応するため、開所時間（11時間）の後、さらにおおむね30分の保育を行います。	こども課	従来の事業を継続的に実施するとともに、保護者のニーズに応えました。	B	今後も保護者のニーズに応じることができるよう努めていきます。	維持
	（１）保育サービスの充実	病後児保育事業	病気回復期で、医療機関による治療の必要はないが安静の確保に配慮する必要があり、集団保育が困難な期間、保育園、病院などに付設された専用スペースにおいて一時的に保育を行います。	こども課	町内１施設（馬見労㮈保育園）において実施しました。	B	今後もサービスに関する周知を行い、保護者のニーズに応じることができるよう努めていきます。	維持
P.51	（１）保育サービスの充実	私立保育園への補助	質・量ともに多様化する地域住民の保育要求に対し、保育を必要とする児童の福祉を増進し、あわせて保育事業の円滑なる運用に資するため、私立保育園に対して補助金を交付します。	こども課	令和７年度より県費を活用し、保育士の処遇改善に関する補助金及び保育環境の向上を目的とした補助金を交付しました。	B	私立保育園等の適切な運営に必要であり、客観的な視点から適当であると認められる事業については、適宜、補助を行っていきます。	維持
	（１）保育サービスの充実	産休明け保育	保護者が保育を必要とする条件を満たした場合、産休明け乳児保育を行います。	こども課	引き続き、広陵西保育園、馬見労㮈保育園において実施しました。	B	今後も保護者のニーズに応じることができるよう努めていきます。	維持

P.52

	事業	概要	担当課	令和7年度実施状況	達成度（選択式）	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性（選択式）
（１）保育サービスの充実	保育士研修	保育士の専門性の向上を図るための研修制度を充実させます。	こども課	各種団体の実施する研修会への参加などを積極的に推進しました。	B	保育士及び保育教諭の専門性向上に寄与する研修制度の充実に努めていきます。	維持
（２）地域における子育て支援サービスの充実	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者の疾病などの理由により家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合や、保護者が仕事で不在となる場合等、児童を保護することが必要な場合に、児童養護施設等で児童を一定期間養護・保護します。	子育て総合支援課	児童養護施設等の受け皿不足に対応するため、昨年に加え新たに１名の町内里親とも委託契約を開始し、急な利用申請への対策を図りました。利用者数も増加し、ショートステイで延べ２４名、トワイライトステイで延べ５名の利用がありました。	B	本事業の慢性的な利用も見受けられる状況です。 支援を必要とする理由も多様化する中、今後は、本事業が単なる利用にとどまらず、改善・自立に向けた取り組みにつなげることが課題です。	維持
（２）地域における子育て支援サービスの充実	一時保育事業（リフレッシュ保育など）	１歳児から就学前までの児童を対象に、育児疲れ解消、短時間勤務などの就労形態の多様化に伴う一時的な保育ニーズに対して保育を行います。	こども課	町内４園で実施しました。	B	今後も保護者のニーズに応じることができるよう努めていきます。	維持
（２）地域における子育て支援サービスの充実	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	就労要件を問わず、在宅で子育てする世帯の子どもを預かることで、子どもの成長と要支援家庭の把握に繋げます。対象年齢は生後６か月～3歳未満で月に10時間程度の利用が可能になっています。	こども課	令和８年４月開始に向け、園の受け入れ体制やシステム準備、条例等整備を行いました。	B	サービスの周知と本町におけるニーズの把握に努めていきます。	維持
（２）地域における子育て支援サービスの充実	地域子育て支援拠点事業（一般型）【再掲】	子育て家庭の親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流する場を提供するとともに、育児相談や情報の提供を行ないます。実施場所については、より多くの親子が利用できるよう、従来の北校区・西校区・真美ケ丘校区に加え、東校区での開設を検討します。	子育て総合支援課	再掲のため省略			
（２）地域における子育て支援サービスの充実	幼稚園・保育園・認定こども園での子育て支援【再掲】	幼稚園では未就園の２・３歳児と保護者を対象に、保育園・認定こども園では未就園児とその保護者を対象に、交流の場を設け、情報や相談窓口の場を提供します。	こども課	再掲のため省略			
（２）地域における子育て支援サービスの充実	幼稚園・保育園・認定こども園の園庭開放	未就園児が保護者と一緒に幼稚園・保育園・認定こども園の園庭を利用することにより、他の親子とのコミュニケーションを図る場を提供します。	こども課	町内幼稚園・保育園・認定こども園において、未就園児と保護者を対象に園見学を兼ねた園庭開放等のイベントを実施しました。	B	引き続き幼稚園・保育園・認定こども園の施設を活用し、未就園児と保護者が一緒にコミュニケーションを図る場の提供を行います。	維持

	事業	概要	担当課	令和7年度実施状況	達成度（選択式）	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性（選択式）
（2）地域における子育て支援サービスの充実	広陵町子育て支援施設「ポケット」	家庭で保育を行う保護者の急病、家事都合等に伴う一時的な保育需要に対応するため、子育てサポート事業を実施します。	こども課	従来の事業を継続的に実施するとともに、制度の周知に努めました。	B	引き続き、利用者の需要に応えられられるよう実施していきます。	維持
P.53 （2）地域における子育て支援サービスの充実	家庭訪問型子育て支援ボランティア事業（ホームスタート）【再掲】	利用申し込みがあった過程を無償で訪問し、研修を受けたボランティアが傾聴と協働により子育てを支援する家庭訪問型子育て支援ボランティア事業（ホームスタート）を実施する団体を補助し、地域資源を確保するとともに、行政との連携を行い、効果的な支援につなげます。	子育て総合支援課	再掲のため省略			
（2）地域における子育て支援サービスの充実	ファミリー・サポート・センター事業	生後6か月から小学校6年生までの児童を対象として、育児を援助してほしい方と育児を援助したい方が会員登録し、会員間で子どもの預かり等を有料で行う事業を実施します。	こども課	提供会員３１名、依頼会員３９名の登録があり、令和７年度は延べ９２回の相互援助活動が実施されました。	B	引き続き制度の周知や提供会員向けのスキルアップ講習、新規会員の募集等を進めていきます。	維持

2　多様な働き方の実現に向けた取組の推進

P.54 （1）子育てしやすい職場環境づくりの促進	育児・介護休業制度の普及・啓発	住民や企業への育児・介護休業制度について、町広報などにより啓発活動を行い、普及に努めます。	産業総合支援課	他課が企画するセミナーを当課が関係する事業者へ積極的に周知を行いました。	B	民間主体で課題解決できる仕組みを構築するため、セミナーやコミュニティ形成の促進、他市町村や企業の事例を参考にした情報共有や相談体制の強化、助成制度や支援策の周知による制度利用の促進、定期的な評価やアンケートによる事業効果の改善が必要です。	維持
（1）子育てしやすい職場環境づくりの促進	女性就労支援セミナー開催事業	再就職を目指す女性を対象としたマザーズセミナーや柔軟な働き方ができるテレワークの普及セミナー等を開催し、子育て中であっても働きやすい環境づくりを目指します。	協働のまちづくり推進課	予定通り実施し、セミナー満足度は９５％でした。	B	参加人数は１３人と、昨年の１４人と比べても少ない状況が続いているため、周知内容を見直し、継続して実施していきます。	改善

	事業	概要	担当課	令和7年度実施状況	達成度（選択式）	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性（選択式）
（１）子育てしやすい職場環境づくりの促進	中小企業・小規模企業振興基本条例に基づく産業振興	町、事業者、中小企業関係団体等が連携し、「住みやすく」「働きやすく」「商売しやすい」環境整備を推進し、活力あるまちづくりを進めます。	産業総合支援課	当該条例に基づき、会議や近畿経済産業局と連携したセミナーを通して企業や中小企業関係団体へのニーズ喚起を行うとともに、雇用や人材育成などの課題解決を民間主導で進めるため、地域密着型プラットフォームを民間事業者に委託し、町外企業誘致の積極的な推進を行いました。	B	当該条例に基づき町内企業の集まる場を提供するとともに、企業ニーズの把握や民間主導の振興計画の推進を通じて、地域の活力向上と子育てしやすい職場環境づくりを一体的に進めることが必要です。	維持

3　ともに子育てを担う意識づくり

P.55	（１）ともに子育てを担う意識づくり	男女共同参画意識の高揚	広報・啓発活動や様々な場を通じ、これまでの社会慣行の見直しや性別による固定的な役割分担意識の解消、男女平等意識の高揚を図ります。	協働のまちづくり推進課	男女共同推進審議会を２回開催しました。 家族（男女）共同の家事・育児を考えるワークショップを２回開催し、満足度は９６％でした。	A	家族（男女）共同の家事・育児を考えるワークショップは、好評でしたが、委託していたNPO法人が事業を終了されるため、令和８年度からは事業を見直す必要があります。	維持
	（１）ともに子育てを担う意識づくり	生命の安全教育出前講座	町内小中学校において、男女共同参画及び生命の大切さを学ぶことを内容とした、発達の段階に応じた人権啓発に関するテーマの生命の安全教育出前講座を実施し、年少期からの男女共同参画及び人権意識の醸成を図ります。	未来戦略・総合調整課	町内７校において、「生命の安全教育」に関する出前講座を行い、(オンラインを含んだ状況で)ＤＶやデートＤＶの被害者にも加害者にもならないカリキュラムを実施しました。	A	町内全ての小中学生に学習機会を提供できました。 継続して殴る蹴る等の身体への直接的な暴力以外にも様々な暴力があることを啓発していく必要があります。	維持
	（１）ともに子育てを担う意識づくり	親子料理教室	親子（親と小・中学生以下）で参加する料理教室を通じて親子の絆を深め、コミュニケーションの増加に繋げます。	中央公民館	小学校で人気の給食メニューを親子で作る料理教室を開催し、定員を上回る応募がありました。	B	親子での参加に限らず、生涯学習の観点から、料理経験の有無や年齢等を問わずに参加できる内容へ改善します。	改善
	（１）ともに子育てを担う意識づくり	パパママクラス【再掲】	定期的にパパママクラスを開催し、沐浴体験や妊婦体験などを通して、出産・育児に関する知識を得ることで、夫婦で出産・育児を協力して行っていく体制を整えます。	子育て総合支援課	再掲のため省略			
P.56	（２）思春期保健対策の充実	学校教育における思春期保健対策の推進	身体の発達と心の健康について正しい理解をさせるため、学習指導要領に従い、保健体育の教科をはじめとしてあらゆる学習の機会を捉えて、年齢による身体の発達と心の健康を保つための正しい対応について学習を重ねていきます。	教育総務課	発達段階に応じた教材・指導の手引きを活用しつつ、正しい情報について自ら判断し行動する力を育めるよう理解を深めました。 また、心身の発育・発達に関する悩みに対する心のケアを行うとともに、学校全体の共通理解を図り環境の整備に努めました。さらには、生命の安全出前講座を活用し、多方面から取り組み、より理解を深めることに努めました。	A	児童・生徒の理解が、さらに深まるように継続して実施していきます。	維持

基本目標３

子どもが自分らしく育つ環境づくり

１　子どもの居場所・交流の場づくり

		事業	概要	担当課	令和7年度実施状況	達成度（選択式）	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性（選択式）
P.57	（１）放課後の居場所づくり	放課後子ども育成教室の充実	本町の小学校に在籍する１年生から６年生のすべての児童を対象に、放課後や学校休業日に安心・安全な子どもの活動拠点（居場所）を提供し、子どもの健全な育成を行います。	こども課	増加・多様化していく利用ニーズに対応していくため、新たに民設民営の放課後児童クラブを１か所新設しました。	B	利用ニーズが増加傾向にあることから、より多くの児童が利用できるよう、実施場所の整備を進めていきます。	充実
	（１）放課後の居場所づくり	学力向上推進支援事業（かぐやちゃん教室）	地域の学習指導にかかる経験豊富な人材を活用し、平日の放課後に児童の学力及び学習意欲の向上を図り、地域教育力の強化に資するため、指定の町立小学校において子どもが親しみを持てるように「かぐやちゃん教室」という愛称で学習機会を提供しています。	学校支援室	令和７年６月から令和８年３月までの間、小学３年生を対象に、全町立小学校を会場にして２６回実施しました。	B	会場によっては、参加する児童の意識の差が大きく、全員の学習意欲の向上という点では課題が見られました。指導員を確保し、参加する児童の人数に対応した体制を準備して、「分からないところが分かる」指導を構築し、学習意欲の向上に繋げていきます。	維持
	（１）放課後の居場所づくり	子どもの居場所づくり事業	当事者である子どもの意見を聞きながら、子どもが安全・安心して過ごせる居場所づくりを推進します。	こども政策課	令和７年度の夏休み期間から「こどもの居場所」を町内５か所で開設し、好評であったことから冬休み期間、春休み期間も開設しました。また、事業者との協力を得て、通年での土・日・祝日にもこどもの居場所を開設しています。	B	まだ「こどもの居場所」が開設されていない校区があることや、家の近くにこどもの居場所があると嬉しいという意見が出ているため、開設校区の増加や地域の公民館及び空きスペースの活用を検討していきます。	維持
P.58	（２）交流機会の提供	地域子育て支援拠点事業（一般型）【再掲】	子育て家庭の親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流する場を提供するとともに、育児相談や情報の提供を行ないます。実施場所については、より多くの親子が利用できるよう、従来の北校区・西校区・真美ケ丘校区に加え、東校区での開設を検討します。	子育て総合支援課	再掲のため省略			
	（２）交流機会の提供	幼稚園・保育園・認定こども園の園庭開放【再掲】	未就園児が保護者と一緒に幼稚園・保育園・認定こども園の園庭を利用することにより、他の親子とのコミュニケーションを図る場を提供します。	こども課	再掲のため省略			

P.59

	事業	概要	担当課	令和7年度実施状況	達成度（選択式）	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性（選択式）
（3）子どもの遊び場・体験機会の充実	公園の管理	地域住民に憩いと安らぎの場を提供し、安全性確保のため十分な管理を実施します。	公共施設マネジメント課	竹取公園を初め町内の各公園に順次、遊具の更新とベンチの設置を行いました。	B	整備が済んでいない公園も引き続き、行っていきます。	維持
（3）子どもの遊び場・体験機会の充実	子どもの広場遊具保守管理事業	児童の健全な育成に寄与するため、各地区に対し、その管理する遊具の保守管理に要する経費を補助します。	こども課	区・自治会から要望がなく、今年度の実施はありませんでした。	C	制度の周知に努め、区・自治会からの相談に応じます。	維持
（3）子どもの遊び場・体験機会の充実	いのちを守るまちづくりイベント	多角的な視点から「いのち」について考える機会とし、関係機関と連携しながらその「いのち」を大切にするために必要な行動等について啓発を行います。	けんこう推進課	健康増進法に基づく健康増進事業の啓発等「健康増進」の取り組みに加えて、「食育」、「虐待予防」、「自殺予防」、「その他健康啓発」等をテーマにしたブースを設置しました。設置にあたっては、関係各課、その他関係団体に担当してもらい、行動変容につながるアプローチを実施しました。 また、各ライフサイクルに応じた体験型イベント・啓発を企業や大学と協働で実施しました。 来場者に実施したアンケートからは、来場者は子育て世代が多く、家族で健康について考えるきっかけになったことが伺えました。	A	今後も、庁内関係課だけでなく、企業や大学、その他関係団体とも協働し、多角的観点から「いのちを守る」ことへの自助力が向上し、特に若い世代への健康づくり意識の向上を図る機会としてイベントを実施します。	維持
（3）子どもの遊び場・体験機会の充実	赤ちゃんから絵本を楽しもう	就園前の乳児を対象に、乳児から絵本に親しむとともに、絵本を通じて親子のふれあいを大切にし、児童の心豊かな成長の手助けとなるよう、乳児向けの絵本の紹介や読み聞かせを行う。また、育児の意見交換などをし、親同士の交流の場を提供します。	図書館	低月齢からの参加者も増え、乳児が参加できるイベントの機会として、また親同士の交流の場としても利用されています。参加人数は前年度1,185人から1,230人へと更に増加しました。	A		維持
（3）子どもの遊び場・体験機会の充実	子ども将棋講習会	プロの指導で実践的な将棋の指し方を学びます。	中央公民館	プロ棋士を講師とし、夏休み期間（３日間）に実施しました。中央公民館で活動する将棋クラブの方にも協力いただき、正しい将棋の指し方について、楽しく学ぶことができました。	B	小学生を対象としていますが、参加者が固定化されていることや講師の招聘に係る費用が高額であることから、事業内容について見直しを検討する必要があります。	縮小

	事業	概要	担当課	令和7年度実施状況	達成度（選択式）	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性（選択式）
（３）子どもの遊び場・体験機会の充実	公民館映画祭	児童向けの新作映画を上映します。	中央公民館	文化祭において、こども向け映画（ディズニー映画「ズートピア」の上映を２部制で行いましたが、１部あたりの来場者数は100人にも満たない状況でした。	C	サブスクリプションの普及などにより、家庭で新作映画を視聴する環境が整っていることから、今後も来場者の増加は見込めないため、令和８年度以降は事業を廃止します。	廃止
（３）子どもの遊び場・体験機会の充実	スポーツ少年団スキー活動等	団体活動・自然体験などの中から、自主性、協調性を養います（小学５年生・６年生）。	スポーツ振興課	令和７年度は５２名の団員がスキー活動に参加しました。学校・学年の垣根を越えて、団体活動を通して自主性協調性を養うことができました。	A	実施時期がインフルエンザ流行の最中であり、体調不良者も複数名現れました。今後は時期・場所を含め、できる限り団員が健全に活動を終えられるような実施方法を検討してきます。	維持
（３）子どもの遊び場・体験機会の充実	歳末社協イベント	中学生以下の子どもとその家族を対象に、もちつき等体験の場を提供します。	社会福祉協議会	親子で参加できる地域交流の場を提供できるよう実施しました。住民参加者数は235人で、前年度の1.5倍に増加しました。	A	今後も、食中毒や事故に注意しながら、こどもの楽しい思い出に残るイベントになるよう取り組みます。	維持

２　子どもの「自分らしさ」と「生きる力」を育む教育環境の充実

P.60

（１）幼児教育の充実	家庭教育学級	子育てや子どもとのかかわりに悩みや不安を持つ幼稚園児、小・中学生の保護者を対象とした学習活動の場を提供します。	生涯学習課	【町との合同開催】 郡人権教育郡民研究集会及びＰＴＡ会員研修会との合同開催しました。また、映画「３５年目のラブレター」のモデルとなった西畑保さんと、その紙芝居を作成された畑中廣之さんに講演いただきました。 【園及び学校での個別開催】 ２園で３回の開催となりました。	C	家庭教育学級は、令和６年度から各園・校での開催は任意となっており、開催実績は減少しているところですが、家庭教育の重要性は依然として大きく、必要不可欠の要件であることから、時代に即した形式で実施していきたいと考えます。	改善
（１）幼児教育の充実	保育園・認定こども園における家庭教育の推進	親子のふれあい遊びなどを通じて家庭教育力の向上を支援します。町立保育園・認定こども園では、講演会を開催し、保護者に学習の場を提供します。	こども課	幼稚園２園において、家庭教育学級を実施しました。 認定こども園、保育園では調整がつかず実施に至りませんでした。	C	各園の状況に合わせ、他事業への移行を進めます。	廃止

P.61

	事業	概要	担当課	令和7年度実施状況	達成度（選択式）	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性（選択式）
（2）学校教育の充実	少人数学習指導	きめ細かな学習指導のため、クラスを少人数に分けて授業を実施します。	教育総務課	少人数クラスを取り入れ、それぞれの課題に向き合いながら、より丁寧な指導を実施するよう努めました。	B	一人一人の課題に答えられるよう継続して実施していきます。	維持
（2）学校教育の充実	基礎学力の向上（全国学力・学習状況調査の活用など）	全国学力・学習状況調査の結果などにより学力などの分析及び課題を見出し、必要な指導計画を立て、基礎学力の向上を図ります。	教育総務課	各中学校区ごとに学力向上推進協議会を年２回実施し、全国学力学習状況調査や広陵町標準学習調査の結果分析を通して、それぞれの学校の課題、及び今後の取組について確認し、次年度につながる対策を行いました。これまでの継続した成果により読解力の向上にも繋がっています。	B	継続して取り組んでいきます。	維持
（2）学校教育の充実	心の相談員の配置（スクールカウンセラーの配置）	小、中学校における児童・生徒及び保護者の悩みごとを身近な形で気軽に相談できる体制を構築します。	学校支援室	町立中学校に巡回配置し、児童・生徒・保護者が相談しやすい環境づくりに努め、きめ細かい相談対応を実施しました。	A	令和８年度からは学校に行きづらい相談者が利用しやすいように、巡回配置をやめ、広陵町総合保健福祉会館さわやかホールで相談窓口を設けます。相談者の希望に合わせ、町内学校に出向くことも可能にしていきます。	改善
（2）学校教育の充実	子どもと親の相談員の配置	児童の不登校や問題行動について早期の段階から対応ができるよう、全小学校に子どもの悩みや親の不安などの相談に応じる相談員を配置します。	学校支援室	児童の問題行動や不登校について、子どもの悩みや保護者の不安、教員の悩みや不安等の相談に応じ、きめ細やかな対応を行いました。	A	人員確保を含め、現在の体制を維持していきます。	維持
（2）学校教育の充実	学校評価制度	教職員、児童・生徒、保護者及び地域関係者などの評価者により、学校運営全般について専門的・客観的立場から評価を行います。また、評価結果は、学校・設置者などにフィードバックし、学校運営の質の向上を図ります。	教育総務課	学校運営協議会を通して12月にアンケートを行い、年度末に地域関係者、保護者、教職員それぞれの立場で、学校運営全般についての客観的・専門的な評価を行いました。	A	今後も継続していくことで学校運営の質の向上に繋げていきます。	維持
（2）学校教育の充実	総合学習の推進	学習指導要領に基づき実施します。	教育総務課	GIGA スクール構想の進展やSociety 5.0など、変化の激しい社会において、実社会・実生活と関連した探究活動により、学ぶことの意義や楽しさを実感できるような学習を継続しました。	A	引き続き学習指導要領に基づき実施していきます。	維持

	事業	概要	担当課	令和7年度実施状況	達成度（選択式）	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性（選択式）
（２）学校教育の充実	教育フォーラムの開催	教職員及びＰＴＡを対象に、教育についてともに学びます。	教育総務課	教職員を対象に、８月に「広陵町教育講演会」を開催しました。講師に医療教育コーディネーターの松野泰一氏を招き、「個別最適な教育環境を創り出すこれからの支援の在り方」という講演を実施し、発達の課題に起因する学校不適応や不登校児童生徒の増加に対し、学校がどのように対応すべきか、医療との連携はどうあるべきかなどについて考える機会となりました。	Ｂ	維持して取り組んでいきます。	維持
（２）学校教育の充実	学校支援地域本部事業	地域住民が知識や技術を生かした学校支援活動に参加し、学校の環境整備や教育活動の支援を行います。小学校区ごとにコーディネーターを配置し、支援内容を各学校のニーズにあわせて調整し効果的な実施を図ります。	教育総務課	全小中学校に配置されている地域コーディネーターを中心に、地域学校運営協働本部内に設置している三部会（環境整備部・学習支援部・安全部）で、各学校のニーズに対応していけるよう、地域住民の知識・技能、そして経験を生かした支援活動の検討を進めてきました。	Ｂ	各教科での支援だけでなく、学習環境を整えるために草引きや清掃などにも携わっていただいています。しかし、高齢化が進んでいるとのことで今後の取組が継続されていくのか委員の方々が心配されていました。児童生徒の保護者にも参加を呼びかけていくべきか今後検討を図っていきます。	維持
（２）学校教育の充実	コミュニティ・スクールの導入	社会に開かれた教育課程の実現に向けて地域住民との情報や課題を共有し、学校と地域をパートナーとして連携・協働し、子どもたちの学びを充実させていくとともに、学校を核とした地域づくりを実施します。	教育総務課	コミュニティスクールを導入して５年目となり、年３～４回の学校運営協議会を開催し、意見交換を行い、引き続き活動に取り組んでいます。 ８月には「学校運営協議会の基本的なあり方とこれからを考える～子どもの学びが高まる持続可能な運営協議会の取組を求めて～」をテーマに講師の高木和久氏を招き、全体でコミュニティスクール研修会を行いました。	Ａ	学校運営協議会がこどものサポート役として参加していけるような取組を検討していきます。	充実

基本目標４

子どもを守る環境づくり

１　子どもの権利の尊重と児童虐待の防止

	事業	概要	担当課	令和7年度実施状況	達成度（選択式）	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性（選択式）
P.61 （１）子どもの権利を尊重する意識づくり	子どもの人権啓発	保育園・認定こども園入所児童を対象に各保育園・認定こども園の日常保育の中で、絵本、紙芝居などを使って人権の大切さを教えます。	こども課	人権の大切さについて保育士等が理解したうえで保育を実施しました。	Ｂ	引き続き人権の大切さを踏まえた上で、保育に取り組んでまいります。	維持
（１）子どもの権利を尊重する意識づくり	子どもの人権教育	すべての学習の中で、人権意識の高揚を図り、小中学校においては人権教育のための副読本、幼稚園においては絵本など子どもの発達段階に応じた教材を有効に使用し学習を重ねています。また、保護者を対象とした学習の機会を確保します。	生涯学習課	ＰＴＡ指導者研修会を「一人ひとりが尊重される明るいまちづくりの集い」との合同開催として、保護者への人権教育の場としました。	Ｂ	人権研修のみならず、ＰＴＡ活動全般において、参加人数が少ないという課題があります。学習環境を整え、学習機会を確保していきます。	維持
			教育総務課	特別の教科道徳をはじめ、人権教育のための副読本を有効に使い、さらには様々な活動場面を通して、人権教育への取組を継続しました。	Ｂ	今後も継続して取り組んでいきます。	維持
			こども課	人権擁護委員による出前講座を実施し、紙芝居等により人権教育を行いました。	Ａ	今後も絵本などを利用し、園児にわかりやすい方法で人権教育を進めていきます。	維持
（１）子どもの権利を尊重する意識づくり	生命の安全出前講座【再掲】	町内小中学校において、男女共同参画及び生命の大切さを学ぶことを内容とした、発達の段階に応じた人権啓発に関するテーマの生命の安全教育出前講座を実施し、年少期からの男女共同参画及び人権意識の醸成を図ります。	未来戦略・総合調整課	再掲のため省略			

		事業	概要	担当課	令和7年度実施状況	達成度（選択式）	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性（選択式）
P.63	（2）子どもの虐待防止対策の強化	要保護児童対策地域協議会	虐待などの早期発見及び早期通報を促すための連絡体制をつくり、情報交換を行うとともに要保護児童、特定妊婦の支援に関する協議を行います。	子育て総合支援課	児童虐待防止研修会等、住民及び関係機関への虐待防止に向けた啓発活動を行い早期の発見に努めました。また、関係機関が集まり実務者会議(年４回)や個別ケース検討会議(年２４回)を開催し、情報共有すると共に、在宅支援策の検討を行いました。	B	より広範な啓発活動を行い、児童虐待の未然防止に努めるとともに、積極的に、ショートステイや療育施設の利用及び、児童家庭支援センターへの相談勧奨等、社会資源を活かした幅広い支援を行っていきます。	充実
	（2）子どもの虐待防止対策の強化	こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）【再掲】	生後４か月までの乳児と母親を対象に助産師や保健師が家庭を訪問し、育児相談や児童虐待の予防に努めます。	けんこう推進課	再掲のため省略			
	（2）子どもの虐待防止対策の強化	赤ちゃん誕生おめでとう訪問活動（民生児童委員協議会）	生後２か月の乳児と母親を対象に地域担当民生委員と主任児童委員が家庭を訪問し、子育てに役立つ情報を家庭に届けることで、子育て応援を行います。	社会福祉課	社会福祉協議会に委託しており、計画どおり実施することができました。	A	トラブルなく実施できていることから現状維持と考えます。	維持
	（2）子どもの虐待防止対策の強化	子育て応援啓発活動（民生児童委員協議会）	生後４か月の乳児を対象に地域担当民生委員名が記載された子育て応援パンフレットを配布し、児童虐待の発生防止、早期発見、早期対応への啓発に努めます。	社会福祉課	社会福祉協議会に委託しており、計画どおり実施することができました。	A	トラブルなく実施できていることから現状維持と考えます。	維持
P.55	（2）子どもの虐待防止対策の強化	養育支援訪問事業	要支援者の家庭を保健師が訪問し、産婦の不安や育児の悩みなどを聞き取り、必要な助言を継続的に行います。	けんこう推進課	子育てに対して不安を感じる家庭や、支援者の不在や保護者の健康不安等、様々な理由で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師、助産師が訪問し、必要な機関と連携を行いながら虐待予防に繋げました。	A	こども家庭センターとして、支援を要する家庭を取り残さないように各関係機関と連携をとりつつ、訪問による支援を実施します。	維持

2　様々な子どもと子育てへの支援

		事業	概要	担当課	令和7年度実施状況	達成度（選択式）	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性（選択式）
P.64	（１）ひとり親家庭の自立支援の推進	児童扶養手当	父または母と生計を同じくしていない児童などの家庭生活の安定と自立を助け、児童が心身ともに健やかに成長するよう役立ててもらうために、父または母や父母に代わってその児童を養育している方に支給します。	こども課	通常業務の安定的かつ継続的な運営を図るとともに、書類の未提出者に対しては積極的なアウトリーチを行い、制度の周知徹底と提出促進に努めました。	B	経済的な支えが必要とするひとり親家庭などの生活の安定と自立を支えるため丁寧な案内に努め、より一層の周知徹底とスムーズな制度運営に取り組んでまいります。	維持
	（１）ひとり親家庭の自立支援の推進	母子、父子及び寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭、父子家庭及び寡婦の自立の助成と児童の福祉を増進するために貸付を行います。	こども課	従来の事業を継続的に実施するとともに、制度の周知に努めました。	B	経済的な課題を抱え、真に困窮している家庭が自立に向けた一歩を踏み出せるように相談しやすい環境づくりと多角的な情報発信に努めてまいります。	維持
	（１）ひとり親家庭の自立支援の推進	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の親子の健康増進を図るため18歳に達する日以後の最初の３月31日までの児童を現に扶養している配偶者のいない女子（男子）及びその児童を対象に、医療費の一部を助成し、生活の安定と福祉の向上を図ります。	保険年金課	従来の事業を継続的に実施するとともに、マイナンバーカードを受給者証として利用できる仕組みを本格的に開始しました。	B	マイナンバーカードを受給者証として利用できることについて周知し、受給者の利便性向上に努めます。	維持
	（１）ひとり親家庭の自立支援の推進	ひとり親家庭ふれあい交流事業	ひとり親家庭を対象に、親子がふれあい、社会学習につながる場として、日帰り体験旅行を実施します。	社会福祉協議会	夏休みの思い出づくりに、神戸方面（神戸空港、神戸須磨シーワールド）へ日帰り旅行を実施しました。１０組の親子（大人１０人、こども１１人）が参加されました。	B	予算の関係上、申し込みされた親子の中には、抽選に漏れて参加できなかった方もおられ、参加枠の少ない点が課題です。	維持
P.65	（２）障がい児施策の充実	放課後子ども育成教室における障がい児の受け入れ推進	放課後子ども育成教室における障がい児の受け入れについては、登録希望があれば､各教室クラブ長と協議の上決定します｡登録後は家庭との連携を密にし､各児童に応じたきめ細かな支援を図ります。	こども課	支援を必要とする児童に関しては、各クラブの先生と受け入れ方法について保護者と密に連携を取り、加配の指導員を配置するなど、体制を整えました。	B	支援が必要な児童数が年々増加傾向にあり、今後の対応を検討していきます。	維持
	（２）障がい児施策の充実	障がい児園訪問事業	幼稚園・保育園・認定こども園に作業療法士を派遣し、支援を必要とする園児、あるいはその疑いのある園児のそれぞれの特性を把握し、子どもにかかわる幼稚園教諭、保育士に助言、指導を行い、支援を図ります。	こども課	従来の事業の在り方を検討しながら、こどもへの関わり方について幼稚園教諭、保育士に対し、作業療法士に専門的な助言、指導を行っていただくことにより、各園児に適した支援を図りました。	B	引き続き事業を実施しつつ、他課との事業重複部分との棲み分けを今後どのようにするか検討する必要があります。	維持

	事業	概要	担当課	令和7年度実施状況	達成度（選択式）	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性（選択式）
（2）障がい児施策の充実	こども相談事業	子どもの発達や育児に対して不安のある就学までの親子を対象に、専門職による相談を通して、健やかな成長・発達を支援します。	けんこう推進課	こどもの発達や育児に不安がある就学までの親子を対象に、臨床心理士、保育コーディネーターが個別相談を実施しました。 必要時、相談で実施した発達検査結果をもとに専門医療機関へ紹介や情報提供を実施し、早期支援につなげました。	A	こども相談通じて保護者と一緒にこどもの発達について考えながら、必要に応じて関係各課、医療機関、保育園、幼稚園、こども園等と連携し、こどもの健やかな成長・発達に繋がる環境づくりを支援します。	維持
（2）障がい児施策の充実	夏期教育相談	障がいのある子どもの親が抱える就学に向けての不安や悩みについて、専門の相談員と学校・幼稚園などの教諭を交えて、相談する機会をつくります。また、就学及び進学予定の学校を会場として実施することで、早期から学校と関係を構築できる機会を設けて、スムーズな就学に結びつける機会をつくっていきます。	学校支援室	障がいのあるこどもの就学及び進学予定の学校において、相談を7月下旬頃に実施することで、早期から学校と関係を構築でき、スムーズな就学に結びつける機会を作りました。	B	今後も相談する管理職や特別支援教育コーディネーター、通級指導教室担当者が校内の特別支援教育の支援体制について、保護者にできるだけ分かりやすく説明ができるよう、研修等で深めていくよう教育委員会として周知します。	維持
（2）障がい児施策の充実	就学相談	小・中学校への就学を前提とした教育相談を実施します。さらに、園と小学校、小学校と中学校の連携を深め、より適切な就学指導へつなげていきます。	学校支援室	障がいのある子どもの就学及び進学予定の学校において、スムーズな就学に結びつける機会を作りました。	B	教育委員会として、国や県の就学に係る法令等の説明を、学校は校内の特別支援教育の支援体制について、保護者にできるだけ分かりやすく説明を行うため、研修等深めていくよう努めます。	維持
（2）障がい児施策の充実	まなび相談室	子どもの発達に関して、保護者が抱える不安や悩みを継続的に臨床心理士等に相談することができる場を提供します。	学校支援室	令和7年度の延べ相談件数は35件でした。	B	相談場所を学校で実施しているため、相談しにくい保護者がいたこともあり、今年度はさわやかホールに場所を変えて実施しています。	維持
（2）障がい児施策の充実	通級指導教室の設置	町立小・中学校の通常学級に在籍する障がいのある児童生徒に学習場面や生活場面で生じる特別な教育ニーズに合わせた特別の指導を受けることができる場を提供します。	学校支援室	令和７年度に町内すべての小中学校に通級指導教室を設置しました。120名を超える利用児童生徒がおり、担当教員がアセスメントや目標設定、教材の作成、保護者懇談等、対応にあたりました。教育委員会では、学期毎に担当者連絡会を行い、情報交換や研修を実施しました。	B	通級指導教室では、自立活動という領域を中心とした指導内容であり、経験や知識が少ない担当者もいることから、今後の教員の養成や各校で担当者が一人しかいないため、教員の休暇時に対応できる体制の整備が課題となっています。	維持
（2）障がい児施策の充実	障がい児相談支援事業	障がいに関する相談や助言を行うとともに、障がい児や家族同士のつながりの場を提供します。	社会福祉課	障がい児を抱える親同士が繋がる場・勉強会の場として「てとてと」を管内事業所に委託して開催しました。	A	年々参加人数も伸びており、関心を持たれる保護者も増加していることから、事業所への委託費の増額も検討事項として挙げられます。	改善

P.66

	事業	概要	担当課	令和7年度実施状況	達成度（選択式）	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性（選択式）
（２）障がい児施策の充実	障がい者総合支援法のサービス（介護給付費、補装具、地域生活支援事業）	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行います。介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所し、施設で入浴や排せつ、食事などの介助の実施や、身体機能を補うための用具の購入や修理に要する費用の支給、余暇活動などに参加するための外出支援などに係るサービスの支給決定を行います。	社会福祉課	医療的ケア児だけではなく、重度の療育・身体障がい者手帳を取得している児童を持つ親に対して、成長に伴い親だけでの介護が難しいと思われる方には居宅介護や訪問入浴、補装具、移動支援等の制度を案内し、利用に繋げました。	B	特に移動支援については、近年利用者が増加傾向にあることから、対応できる事業所（職員数）が足りていない状況です。町としても新規事業所の開拓が必要です。また、医療的ケア児については医療機関と連携する機会も多く、医療に対する専門知識がない職員では対応に苦慮する場面も多々あるため、保健師等の専門職配置が必用と考えます。	改善
（２）障がい児施策の充実	児童福祉法のサービス（障がい児通所給付費・障がい児相談支援給付費）	通所施設において、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの実施に係るサービスの支給決定を行います。	社会福祉課	手帳を所持している児童のほか、医療機関で「発達障がい（疑い含む）」の診断がついた児童の保護者に対して、サービス利用に係る申請があれば迅速に療育が受けられるよう計画相談支援事業所に繋ぎ、サービスの支給決定を行いました。	B	近年は医療機関の診断書だけでは対象児の特性が掴みにくく、窓口での聞き取り調査が重要となっています。また、真にサービスの利用が必用なのか否かについても一般の行政職員では判断がしにくい点、また、障がい特性を把握し、家庭における介入方法についてもその場で助言が求められる点においても保健師等の専門職配置が必用と考えます。（現状では支給決定まで事務的になっているため）	改善
（２）障がい児施策の充実	障がい福祉年金	障がい児の福祉の増進のため、身体障がい者手帳１級から６級、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳を所持している方に対し年2回支給します。	社会福祉課	手帳を取得している児童の保護者に対して、障がい福祉年金を支給しました。	A	対象者には漏れなく支給していますが、この事業の有用性が時代に合っているとは思えません。廃止及び代替えになる事業の創設を検討していく必要があります。	改善
（２）障がい児施策の充実	重度心身障がい者・児福祉タクシー	身体障がい者手帳１級または２級、療育手帳ＡｌまたはＡ２の障がい者（児）に対し、福祉タクシー利用料金の一部（基本料金部分）を助成します。	社会福祉課	手帳取得時に保護者に対して制度の案内を行い、利用希望により申請される方にはタクシーチケットを配布しました（児童の場合、親の運転する車で外出時に移動されることが多いため、希望される方は少ない）。	A	対象者のうち希望者には適宜配布しています。トラブルなく実施できていることから現状維持と考えます。	維持

P.67

	事業	概要	担当課	令和7年度実施状況	達成度（選択式）	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性（選択式）
（２）障がい児施策の充実	理容・美容サービス事業	在宅の身体障がい者手帳１級または２級で、寝たきりの障がい者（児）に対し、訪問による理容・美容サービスの提供を支給決定します。	社会福祉課	制度の案内は行っていますが、現在、利用者はほとんどいませんでした。	B	利用者は少ないが、トラブルなく実施できていることから現状維持と考えます。	維持
（２）障がい児施策の充実	布団丸洗いサービス事業	在宅の身体障がい者手帳１級または２級で、寝たきりの障がい者（児）に対し、布団丸洗いサービスの提供を支給決定します。	社会福祉課	制度の案内は行っていますが、現在、利用者はほとんどいませんでした。	B	利用者は少ないが、トラブルなく実施できていることから現状維持と考えます。	維持
（２）障がい児施策の充実	障がい者等入院時コミュニケーション支援事業	身体障がい者手帳１級または２級、療育手帳ＡⅠまたはＡ２、精神障がい者保健福祉手帳１級を所持し、意思疎通が困難な障がい者（児）（就学前児童は除く。）が入院した際、医療従事者等と対象者の意思疎通を図ること及びこれに伴う必要な見守りを行います。	社会福祉課	制度の案内は行っていますが、現在、利用者はほとんどいませんでした。	B	利用者は少ないが、トラブルなく実施できていることから現状維持と考えます。	維持
（２）障がい児施策の充実	難聴児補聴器購入費助成金	身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の健全な発達を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成します。	社会福祉課	令和7年度は３件の申請があり、適正に給付を行いました。	B	比較的申請者は少ないが、トラブルなく給付できていることから、現状維持と考えます。	改善
（３）経済的困難を抱える家庭への支援	子どもの貧困対策事業	貧困状態にある子どもの把握に努め、家庭、学校のほか、第３の居場所づくり等の実施に向けた検討を行います。	こども政策課	こどもの貧困状態把握の体制の構築に努めました。	C	貧困状態にあるこどもは潜在的なものであると考えられるため、把握方法について検討していく必要があります。	改善
（３）経済的困難を抱える家庭への支援	歳末慰問事業	要保護、準要保護世帯の小・中学校の子どもに図書カード等を配布します。	社会福祉協議会	要保護・準要保護世帯の小・中学生がおられる１５７世帯に、一人あたり1,000円（１世帯上限3,000円）の図書カードを、それぞれの地域の民生委員の協力を得て配付しました。	A	今後も、社会福祉協議会と民生委員が協働で、経済的困難を抱える家庭を支援できるよう取り組みます。	維持

P.68

	事業	概要	担当課	令和7年度実施状況	達成度（選択式）	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性（選択式）
（3）経済的困難を抱える家庭への支援	ヤングケアラー対策事業	学校を通じて、ヤングケアラーの把握に努め、必要な支援に努めます。	学校支援室	各学校で小学校児童（５・６年生）、中学校生徒が県からの「ヤングケアラーに関する調査」を７月頃に行いました。その結果、「家族のための家事や家族のお世話を週に３日以上」「授業がある日に一日の中で３時間以上」「今の状況や気持ちについてだれかに相談したい・している」と回答した児童生徒には面談を行うなど状況を確認し、支援の要否を判断しました。こども政策課、子育て総合支援課に結果を報告し、連携を図りました。	A	正直に答えられる児童生徒ばかりではないので、調査だけにとらわれず、教職員は児童生徒の変化に気付けるように日々信頼関係を構築していく必要があります。	維持
			こども政策課	ヤングケアラー状態のこどもの把握の体制の構築に努めました。	C	ヤングケアラーは潜在的なものであると考えられるため、把握方法について検討する必要があると考えます。	改善
			子育て総合支援課	ヤングケアラーが疑われる家庭への訪問を2回、保護者との面談を３回持ちながら、指導や支援を行いました。	B	経済的困難を抱える家庭に対する具体的な支援策が不足していることが課題です。	充実

3　子どもの安全の確保

P.69

（1）交通安全対策の強化	交通安全施設など整備事業	交通施設の点検を実施し、交通安全対策の整備及び強化を行います。また、区・自治会、PTA等と連携を図り、町内全体の安全な環境の整備に努めます。	防災・生活安全課	カーブミラー10基を新設、20基を修繕しました。また、交通安全対策に関する要望等を適宜、警察へ上申しました。	A	開発等による交通量の変化や、変化に伴う路地中の通り抜け等に適宜対応する必要があります。	維持
（1）交通安全対策の強化	交通安全教室の開催	園児・児童・生徒に対して、各種機関・団体、民間と連携し、園・学校で安全教室を開催して、交通安全教育の推進を図ります。	防災・生活安全課	民間・各種機関等の協力を得て、町内中学校、小学校、幼・保・こども園にて、27回開催しました。	B	教室の講師を香芝警察署に依頼することが多かったですが、警察の働き方改革により、依頼を減少せざるを得ない状況です。	維持
（1）交通安全対策の強化	チャイルドシート、児童・幼児の自転車乗車時のヘルメット着用の推進	児童の保護者に対し、チャイルドシートや自転車乗車時のヘルメットの着用について啓発を行い、着用を推進します。	防災・生活安全課	春と秋の交通安全運動期間中に啓発活動を行いました。また、各園・小中学校に配布した交通安全新聞にてチャイルドシートの着用を訴えました。	B	ヘルメット着用の努力義務より、自転車青切符制度の方が注目されています。	維持

	事業	概要	担当課	令和7年度実施状況	達成度（選択式）	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性（選択式）
（１）交通安全対策の強化	広陵町交通安全推進日における交通安全立哨	春と秋の交通安全運動期間と、毎月１日、15日、25日（学校長期休業期間を除く）に、園児・児童・生徒の通園・通学時に、広陵町交通安全対策協議会理事､各大字･自治会役員が交差点において立哨し、町の広報車２台により交通安全の巡回啓発広報を実施します。	防災・生活安全課	各関係者・団体等の協力により、交通安全立哨及び、広報車２台による交通安全巡回広報を、計画通りに実施することができました。	A	立哨活動をしていいただく方々の高齢化や、夏場の酷暑などの問題があります。	維持
（１）交通安全対策の強化	「通学路」等安全点検及び整備	通学路の安全を確保するために各種関係機関と連携し通学路・交通安全施設の危険箇所の確認を行い、交通施設や看板等の設置、修繕を行います。	防災・生活安全課	馬見北７丁目の通学路内ある交差点が歩車分離式であることを気付かない人が多いと、地元から声があがり、歩車分離式であることを示す看板を設置しました。	A	通学路のルートや、町の道路状況等、変化する要素が多いため、看板設置の判断が容易ではありません。	維持
（２）防犯対策の強化	防犯灯及び防犯カメラの整備促進	安全なまちづくりに向けての環境整備として、地域の要望に応じて防犯灯及び防犯カメラ等の設置及び補助を行っています。	防災・生活安全課	地元から要望のあった15箇所に防犯灯を設置しました。防犯カメラに関しては環境整備事業として広瀬区・古寺区で18カ所26基、補助事業として赤部区に1基設置しました。	A	地域の要望を伺いながら、環境整備に努めて参ります。	維持
（２）防犯対策の強化	高齢者及び子どもを対象とした防犯指導の実施	安心・安全なまちづくりに向けて、各種機関・団体と連携し、高齢者や子どもたちに対し防犯啓発及び指導を行うことにより、危険を未然に防止できるよう努めます。	防災・生活安全課	地域見守りボランティア活動、地域安全推進委員によるパトロール、子ども１１０番の家の協力により、防犯対策に努めました。	B	各関係者・団体等と連携し、交通安全に努めます。	維持
（２）防犯対策の強化	「子ども１１０番の家」の設置促進	園児・児童・生徒の危険を未然に防止するため、町内全家庭が子どもたちの安全を確保する考えのもとに、子ども１１０番の家の活用を図ります。	防災・生活安全課	安全で住みよいまちづくりを進めるため、町内全域で実施しています。事件、事故等の万一の際に、逃げ込む場所として「子ども１１０番の家」の旗を掲示し、犯罪抑止に努めました。	B	近年、協力者が高齢化・共働きの増加により、事業継続が困難であると辞退される方がおり、新規協力者の確保を検討する必要があります。	維持
（２）防犯対策の強化	子どもの見守り活動の推進	子どもの見守り活動の啓発を行い地域見守りボランティアを募集し、活動の支援を行います。	防災・生活安全課	地域安全推進員による地区別パトロールを行い、児童の見守り活動を行いました。	A	各関係者・団体等と連携し、交通安全に努めます。	維持
（２）防犯対策の強化	防犯パトロールの実施	子どもの安全を守るため、ＰＴＡや各種団体と連携して巡視・啓発活動を実施します。	生涯学習課	毎月の定例巡視のほか、学期ごとの校門立哨活動、地域の祭りやかぐや姫まつりでの巡視など、さまざまな機会を捉えて見守り活動を行いました。	B	こどもの安全確保が困難な時代ではありますが、各種団体との連携を強化するとともに、他課と重複する事業は整理し、効率的な活動を推進します。	維持

P.70

P.71

	事業	概要	担当課	令和7年度実施状況	達成度（選択式）	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性（選択式）
（3）安心できる生活空間の確保	狭あい道路整備等促進事業	集落内の道路幅員を拡幅することにより、生活道路としての機能向上とともに、防災面においても安全な道路環境整備を実施します。	都市整備課	社会資本整備総合交付金を活用し、道路用地の取得及び道路の拡幅整備を行いました。 【実施箇所】 百済（淵口）区、疋相区（防災100年計画事業の対象）	B	引き続き、道路の拡幅整備等を実施していきます。 【令和8年度実施予定箇所】 百済（淵口）区、大垣内区・疋相区（防災100年計画事業の対象）	維持
（3）安心できる生活空間の確保	交通安全施設など整備事業	歩行者・自転車などが安全に通行できるように整備を進めます。	都市整備課	防災安全交付金および道路交通安全施設等整備事業費補助を活用し、交通安全施設整備を行いました。 令和７年度は歩道橋整備工事（広陵西小学校北側）を実施しました。	B	毎年、教育委員会、警察と合同で点検した結果に基づき事業を実施します。	維持
（3）安心できる生活空間の確保	移動等の円滑化のための町道の構造に関する条例に基づく整備の推進	歩道・車道利用を安全かつ円滑に通行することを確保するための構造を図り推進します。	都市整備課	防災安全交付金および道路交通安全施設等整備事業費補助を活用し、交通安全施設整備を行いました。 令和７年度は歩道橋整備工事（広陵西小学校北側）を実施しました。	B	毎年、教育委員会、警察と合同で点検した結果に基づき事業を実施します。	維持
（3）安心できる生活空間の確保	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例に基づく整備の推進	高齢者・障がい者（児）にとって、公園施設等を円滑に利用できるよう構造基準を設け、推進します。	公共施設マネジメント課	１号近隣公園に多目的トイレを設置し、その中でこども用トイレを整備しました。	B	左記の事業を継続して実施していきます。	維持